

## 通年議会のメリット・デメリット

小菅康子

### ■メリット

- ① 市長の専決処分が少なくなるため、議会の監視機能が高まる。
- ② 常任委員会や特別委員会の活動が活発化する。
- ③ 十分な審議時間が確保され、監視機能や政策立案機能等の議会機能が強化され、議会運営の充実、活性化が図られる。

### ■デメリット

- ① 専決処分がなくなり、その都度、議会開催される場合、例えば自然災害時に議会開催を優先するあまり対応が遅れる場合があるかも。大災害の発生時、議員の議会招集や議会開催に手間取ると、議決を経なければ執行できないため遅れる懸念も。市民の生命の危険が高まったり、早期復旧の妨げになる恐れがある。よって、この場合の対応策も検討が必要。
- ② 会期中一度議決・決定した事柄については、再度の審議はしないとする「一時不再議の原則」がある。現在、年4回の議会ごとに市民が請願を提出でき、議会で審議・採決されるが、通年になると同じような内容で市民が提出した請願が、「一時不再議」を理由に提出ができず審議されないということがある。請願が激減する可能性があり、市民の議会や市政への参加機会を減らすことにつながる。通年議会でも、年4回の「定例会議」は開催されるだろうが、この「定例会議」ごとに請願等の提出権利を保障するために会議規則で定めることが必要。